

# 農 林 水 産 大 臣 賞 受 賞

豊かな自然と環境の中で育まれた高山村らしいワイン産地を目指して

受賞者 たか やま むら 高山村ワインぶどう研究会  
なが の けんかみたか い ぐんたかやまむら  
(長野県上高井郡高山村)

## ■ 地域の沿革と概要

長野県高山村は、長野市の東部約20kmに位置する。総面積は98.5km<sup>2</sup>、人口は7,563人、世帯数は2,288戸で、農家数は全世帯数の34.9%の799戸となっている。村の中央部を横断して流下する一級河川松川の上・中流部の流域が村域となっており、上流部は村の71%を占める上信越高原国立公園に指定されている。冬はスキー場となる公共牧場である山田牧場のほか、山田温泉、五色温泉、七味温泉など多くの観光資源に恵まれている。中流部は扇状地が形成され、りんご、ぶどう等の果樹の産地となっている。

標高は350m～2,200mと周辺市町村の中でも比較的高く、気温の日較差が大きいため、良質の果樹が生産され、JA須高管内においても高山村産の果樹は独自ブランドで流通されている。

## ■ むらづくりの概要

### 1. 地区の特色

高山村では、恵まれた自然条件を活かし、環境に配慮した安全・安心な農産物の生産を行うため、昭和57年から家庭や事業所から出る生ゴミを村の地力増進施設（堆肥センター）において有機質肥料として堆肥化し、村内の圃場に施用するとともに、平成3年からは人工性フェロモン剤の活用による果樹の減農薬栽培など環境保全型農業に取り組んできた。これらの取組が評価され、平成7年には全国環境保全型農業推進コンクールの全国農業協同組合中央会長賞を、平成17年には同コンクールの農林水産大臣賞を受賞している。

第1図 位置図



注：白地図KenMapの地図画像を編集

第1表 地区の概要（高山地区）

事 項	内 容
地区の規模	旧市町村単位の集団等
地区の性格	機能的な集団等
農 家 率 (内訳)	34.9% 総世帯数 2,288戸 総農家数 799戸
専兼別農家数 (内訳)	専業農家 112戸 1種兼業農家 112戸 2種兼業農家 318戸
農用地の状況 (内訳)	総土地面積 9,850ha 耕地面積 637ha 田 139ha 畑 498ha 耕地率 6.5% 農家一戸当たり耕地面積 0.8ha

しかしながら、環境と調和したむらづくりは、必ずしも順風満帆ではなかった。村内の農業地帯の地質は陸砂利の採取に適していたことから、土地の掘削が相次ぎ、貴重な土壌を失ってしまいかねない状況にあった。そこで村では、水はけの良い砂礫層を果樹農業に欠かせず後世に引き継ぐべき貴重な財産・資源「テロワール」であると考え、平成18年に農業振興地域のうち果樹栽培に適した500haを対象に、陸砂利採取を禁止した。また、平成20年には、村のブランド品目であるりんごから無登録農薬が検出される事態が発生した。これは、他の果樹の農薬がりんごに飛散したことによるもので、村では作物別団地化の目標を立て、圃場整備事業などを通じ、品目ごとに圃場を集約する取組を進め、同様の事態の発生を予防している。

こうした環境と調和した村づくりの推進方向を明確にするため、高山村は平成20年に豊かな農山村の原風景を後世に引継ぐ「自然と人の共生」を基本理念とする景観条例を制定した。さらに、平成22年にはNPO法人「日本で最も美しい村」連合に加盟するとともに、美しい景観を環境教育や観光資源として国内外に発信していくことを目指し、平成26年には村全域が志賀高原ユネスコエコパークの登録を受けた。

## 2. むらづくりの基本的特徴

### (1) むらづくりの動機、背景

#### ア むらづくりを推進するに至った動機、背景

高山村では、陸砂利の採取、りんごからの無登録農薬の検出といった地域の危機を乗り越えながら環境と調和したむらづくりを進めてきたが、農業の活力は徐々に減退しつつあった。

高山村の果樹は高いブランド力を持っているが、農産物価格の低迷や農業者の高齢化により、経営耕地面積は昭和60年の652haから平成12年には494haと25%減少した。また、山林原野が村の面積の85.9%を占めるため、鳥獣被害が深刻であり、耕作放棄地面積は昭和60年の34haが平成12年には72haと倍増し、村の経営耕地面積の15%を占めるに至った。

そのような中で、村の自然条件を活かし、高齢者にとっては作業が容易な農業、若者にとっては付加価値の高い魅力のある農業を目指すために着目した農産物がシャルドネ、メルロー等本格的なワイン醸造用のヨーロッパ系品種の「ワインぶどう」であった。

棚仕立てにより集約的な栽培が行われる生食用ぶどうは、高価格で面積当たり所得が高い。それに対して加工用のワインぶどうは、単価は低いが垣根仕立てによって省力栽培が可能であり、一人当たりの作業可能な面積が大きい。

農業者の高齢化と耕作放棄地の増加が進む中で、高山村では農業の活性化のため、ワインぶどうを導入することとなった。

当時、村内でワインぶどうを生産していた者は、高山村の圃場条件に着目して近隣市町から耕作に来ていた佐藤宗一氏と小布施ワイナリーの

曾我彰彦氏の2人だけだった。この2人は、高山村ワインぶどう研究会の現会長である涌井一秋氏らにワインぶどうの可能性を説いて回ったが、生食用果樹しか栽培していなかった村の農家は、加工用のワインぶどうの栽培について半信半疑だったという。しかし、村がワインぶどうの振興を宣言したことを受け、平成17年に涌井氏ら2名が70aにワインぶどうを新たに植栽した。

その後、村では村民の理解を得るために、同夏に日本ソムリエ協会常務理事の高野豊氏等を招いて「信州高山ワインぶどうシンポジウム～日本一のワインぶどうを目指して～」を開催するとともに、園地見学会などを通じ、ワインぶどうについての理解を深めた。この結果、翌平成18年2月には村内外のワインぶどう栽培予定者を中心に30名を会員とする「高山村ワインぶどう研究会」が設立され、同年に会員の中から新たに8名がワインぶどうの栽培を始めた。



写真1 ワインぶどうシンポジウム  
(平成17年7月4日開催)

## イ むらづくりについての合意形成

平成16年当時の国産ワインの生産量は、8万klと底を打っている状況だった。また、県農業改良普及センターには生食用ぶどうの技術指導者はいたが、ワインぶどうの技術指導者はいなかったため、ワインぶどうに対する知識もなく、どのような品種があり、村にはどんな品種が適するのか、ワインになじみのなかった農業者には想像できなかった。

そこで、村では広くワインぶどうに関心をもってもらうため、平成18年5月にワインぶどう展示圃場を設置するとともに、ワインぶどうに関心を持つ企業に対し、県内初の農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付事業として、村道等の公共用地を処分するなどして8.5haを1区画とするワインぶどう畑への支援等を行い、普及啓発



写真2 高山村ワインぶどう展示圃場



写真3 ワインぶどうのほ場

に努めた。

また、佐藤氏らが中心となって、ワインぶどうの栽培実習、ワイナリー見学、ワイン試飲会などを通して、どのような品種が合うのか、どのような味のワインができるのかなどについての勉強会を重ねた。

そして、年間平均降水量が850mmと少なく、日照時間が長く、年間平均気温11.8度と冷涼で昼夜の寒暖差の大きい気候で、西傾斜の扇状地の砂礫質で水はけのよい土壌等から、主にシャルドネ、メルローが栽培品種として選ばれた。

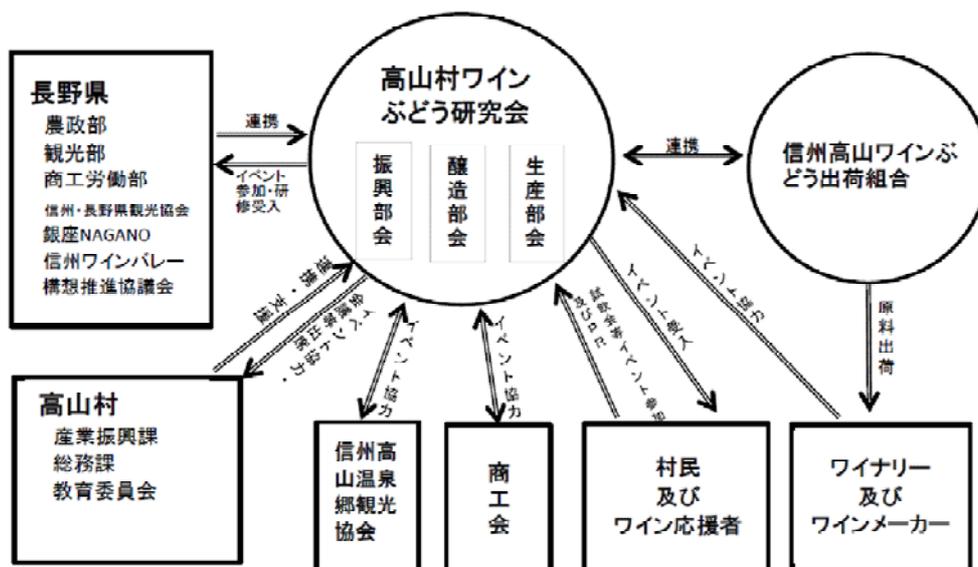
## (2) むらづくりの推進体制

### ア 組織体制、構成員の状況

研究会設立当初は農業者を中心とした団体であったが、現在の会員数は87名のうち、村外に居住する者が2/3、農業者以外が7割を占めている。ワインぶどうの栽培・醸造に関する技術研修や情報交換の場が設けられたことによって、村内のみならず幅広く周辺市町村への普及啓発に大きな役割を果たしている。

研究会は「生産部会」「醸造部会」「振興部会」からなり、「生産部会」は実需者や資材メーカー等と協力した病虫害防除や土づくりの研修、「醸造部会」はワイナリー設立に向けた研修、「振興部会」は飲食店、酒飯店等での試飲会の開催など、栽培から加工、販売にわたる活動を行っている。ワインぶどうの収量・品質が安定してきた平成23年には、研究会員の有志によりワインぶどう出荷組合を設立して共同出荷を開始した。

第2図 むらづくり推進体制図



イ 当該集団等と連携してむらづくりを行う他の組織、団体及び行政との関係  
研究会の振興部会は、信州高山温泉郷観光協会、高山村商工会等と連携して各種イベントを開催するとともに、ワインメーカーとは、栽培と醸造のパートナーとして、対等の立場で技術や品質向上に取り組んでい

る。村でもシンポジウムの開催やPR等を積極的に行っているが、研究会の主体性を重んじ、バックアップに徹している。

研究会の運営経費は会員からの年会費や研修参加費が大半を占めており、村からの補助は収入の1割にとどまる。

#### ウ むらづくりに関して、各集落の住民の当該集団等や連携する他の組織、団体との関係及び参加状況等

研究会には、村内の農業者のほかに、県内外のワインぶどう生産者・新規就農希望者、ワイナリーの醸造担当者、酒販店、ソムリエ、ワイン愛好家など地域内外の方が会員になっており、ワインぶどう・ワインに関する技術研鑽・情報交換の場としてワイン振興に大きな役割を担っている。

### ■ むらづくりの特色と優秀性

#### 1. むらづくりの性格

高山村ワインぶどう研究会の活動は、ワインぶどうの栽培の勉強会から始まった。研究会の活動範囲を拡大する大きなきっかけは、村が呼びかけた平成19年のフランスのボルドーとブルゴーニュ地方への視察研修であった。栽培だけでなく、醸造、流通、消費、観光が一体となって文化が形成されているフランスの産地を目の当たりにして、高山村の産業・文化としてワインを根付かせていこうという意識が生まれたのである。



写真4 海外視察研修

平成20年の春には、研究会初代会長の善哉久治氏等農業委員が管理する展示圃場等で初めて収穫されたシャルドネ80kgを（株）サンクゼールに委託醸造し、「初なりワイン」として36本の「高山産シャルドネ」が完成した。その夏、研究会が中心となって開催したシンポジウム「ワインを核とした農業・観光・教育の連携」によりメンバーの視点は「栽培」の先に向かうようになった。

研究会では、ソムリエや酒販店を交えた勉強会、信州高山温泉郷観光協会と連携した「ワイン&フルーツトレッキングin信州高山」の開催、村民を対象とした「食とワインを楽しむ会」の開催、ワイン特区を活用して開設されたワイナリーの視察など、6次産業化の源泉としてワインぶどうを発展させていこうという機運が高まった。

ワインぶどうの収穫量と栽培面積が次第に増加し、平成26年の村内の栽培面積は26.6haまで拡大した。販売先は、高山村産のワインぶどうの品質を評価したサントリーやココファームワイナリー（栃木県）など県内外の9社に及ぶようになった。そして、平成24年産のシャルドネから造られたサントリ

一の「高山村シャルドネ2012」がフランスの権威ある国際ワインコンクール「レ・シダレル・デュバン」で金賞を受賞したことにより、会員は高山村産のワインぶどうに大きな自信を持つようになった。

こうした動きを支援するため、高山村では平成23年に、県内では東御市に次いで2番目となる「信州・高山ワイン特区」の認定を受け、酒税法に定められた基準よりも小規模のワイナリーの設立が可能になった。平成26年には、大手ワイナリーの醸造担当者やソムリエなどの有識者による検討委員会で検討した「高山村ワイナリー構想」を村へ提言するなど、生産者出資によるワイナリーの建設に向けた動きが本格化している。現在高山村では、大手ワインメーカーに勤めていた醸造技術者をワインに関する業務を専門的に行う任期付き職員として採用し、ワイナリー建設に向けて真剣に取り組む農家等への支援を行っている。

## 2. 農業生産面における特徴

### (1) 当該集団等の農林漁業生産、流通面の取組状況

研究会設立前の平成17年、ワインぶどうの生産面積は3.1ha、生産者は4名であったが、平成26年には26.6ha、生産者18名に拡大した。平成25年度から遊休農地を再生する県営中山間総合整備事業で7haのワインぶどうの圃場整備を実施しており、平成27年には35haに拡大する予定である。村の耕作放棄地面積は平成12年の72haをピークに年々減少し、平成25年においては54haにとどまっており、土地利用型のワインぶどうの栽培が耕作放棄地拡大の抑止効果を生んでいる。

また、ワインメーカーとの価格交渉をワインぶどう出荷組合が担うことによって、高位安定した品質を誇る高山村産のワインぶどうは高く評価され、高価格で取引されている。

### (2) 当該集団等による生産力の向上、生産の組織化、生産・流通基盤の整備等への寄与状況

研究会は、ワインメーカー等と連携して減農薬栽培や定期的な土壌分析などを実施し、ワインぶどうの品質向上を図っている。また、出荷組合では、腐れ、着色不足等が見られる品質の劣る幼木は排除するなどの品質基準を設け、ワインメーカーとの価格交渉力を確保している。さらに、平成28年度を目標に農林漁業成長産業化ファンドを活用して、生産者出資によるワイナリーを立ち上げる予定である。

### (3) 当該集団等の活動による構成員等の経営の改善、後継者の育成・確保、女性の経営参画の促進状況等

研究会の設立によりワインぶどうの生産者は2名から18名に増加し、そのうち8名がワインぶどうの専業農家となっている。平均経営面積は0.85haで、4名は1ha以上の大規模生産を行っている。

生産者の平均年齢は53歳と若年層が中心で、会員のうち2名がワイン特区を活用してブティック・ワイナリー（小規模で家族経営を行うワイナリ

一) の建設を計画中である。

また、村外でワインぶどうの生産に取り組む女性やソムリエ資格を持つ旅館業の女性も会員として活動している。

### 3. 生活・環境整備面における特徴

#### (1) 当該集団等の生活・環境整備面の取組状況

ワインぶどうは生食用ぶどうに比べて栽培時の農薬散布量が1/3に抑えられるほか、研究会はぶどうの成長に合わせて減農薬栽培への取組を強化しており、村の進める環境保全型農業の推進に貢献している。

#### (2) 当該集団等による生活条件の改善・整備、コミュニティ活動の強化、都市住民との交流等への寄与状況

研究会では、ワインの振興は単なる産業づくりだけではなく、新しい文化として定着させる面からも必要であると考えている。そのため、自分たちで作ったぶどうによるワインの委託醸造や、村民を対象とした試飲会の開催などにより、ワインを村民に身近なものにするための取組を推進している。



写真5 女子大生による収穫体験

また、村外に発信するため、酒販店や東京でのフェアに積極的に出店するとともに、村と連携協定を結んでいる女子美術大学（東京都）の学生による収穫体験などの交流活動を実施している。

#### (3) 当該集団等の活動による地域への定住促進、女性の社会参画の促進状況等

現在、県外出身の3家族の新規就農希望者がワインぶどうの栽培及びワイナリーの開業を目指して、研究会会員の下で技術研修中である。

研究会では、平成28年度に設置予定のワイナリーを新規就農者のアカデミーとしても活用したいという意向であり、新規就農者によるブティック・ワイナリーや農家レストランの開業により、ワインを核とした食産業の集積を構想している。

また、醸造から販売といった6次産業化の推進には、女性の知恵やロコミが欠かせないと考え、村内の女性を対象として、“bring your own”（一品持ち寄り）形式による試飲会を開催するなど、ワイン文化の定着と発信に取り組んでいる。



写真6 村内の女性対象の試飲会